

農業用機械等を導入したい(7)

集落営農活性化プロジェクト促進事業費補助金(国)

担当課

農業振興課水田営農係 TEL 72-8239

本事業の役割

集落営農の活性化に向けて、共同利用機械の導入のほか、人材の確保や新規作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓に向けた費用について補助します。

対象者は？

北上市内に住所を有する組織の運営にかかる規約や定款が定められている集落営農組織

どのような事業内容？

- ・事業費の1/2以内の補助率で、共同利用機械の導入について、支援を受けることができます。
- ・人材の確保や新規作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓に向けた費用についても、支援の対象です。補助上限額は1,000万円です。
- ・集落営農組織の法人化を行った際には、25万円が交付されます。

交付条件は？

次の要件を満たす必要があります。

- (1) 集落営農の活性化に向けたビジョンの作成を行うこと。
- (2) 上記ビジョンの達成に向けた成果目標を掲げること。

手続はどうするの？

上記の担当課にお問い合わせください。